

第 5 章 今後の課題

第5章 今後の課題

第1節 今後の課題

〈基礎研究会の委員〉

基礎研究会を構成する委員について、可能であれば見直し対象の各科の審議の深さを揃えるため、分野を構成する各訓練科から委員を最低1名以上選任した方が良い。今回の委員は、機械製図科についてはいない状態であったが、他科の委員により判断できない内容ではなかった。また、各校における募集科名では何科を基準としているかわからない科が多々ある。再編により、募集科名及び基準が変更していることも多く確認が必要である。

〈各基準の混同について〉

別表第2と各基準の細目の関係性について、回答者が混同した回答があった。丁寧な説明を続けて行く必要がある。

〈別表第2の審議〉

別表第2の改正は省令改正であり、その他の細目（教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目）が課長通達で変更が周知されるのとは違い、多くの省内手続きが必要になる。

教科の科目に対する意見で似たような名前で分かりづらいというものがあったが、教科の科目を変えるには、中身の細目及び他科への影響を考慮する必要がある。また、認定教科書にも影響がある。基礎学科及び基礎実技であれば、他系に影響が及ぶ。今回は、各細目に見直しにより対応可能と判断し、別表第2の変更は行わなかった。

〈教科の細目の審議〉

教科の細目は内容が重複しているではという意見が挙がっていたが、専攻では応用の内容を実施しているという意見もあり変更は最小限となった。訓練実施機関にとって各細目だけではカリキュラムの内容が分かりづらく、モデルカリキュラムが参考となる。

しかし、前回（平成29年度）に各細目の見直しがモデルカリキュラムへ反映されていなかったため、今回の見直しに合わせてモデルカリキュラムの更新を行った。今後、訓練が展開された機会に教科の細目と合わせて意見を集約したい。

〈設備の細目の審議〉

設備の細目の審議において、「設備の細目」に載っている機器等は「揃えなければならぬ必須の機器か否か」について、厚生労働省の回答は「揃えるのが望ましい」であったが、この考えが浸透していないと思われる。

また、基準通りに設備を揃えるのが難しいことから削除の意見がある一方、現行にない設備を追加する意見も挙がっている。項目からの削除は、その機器が生産中止になっているか

という観点で審議した。新規機器は、まず教科の細目にその機器に対する内容が含まれていることが前提となる。また、機械系に機器を増やすことにより他系との差が薄れていく。今後も同様の意見が挙がると思われるが、要・不要を精査していくことは今後とも課題になる。

〈技能照査の基準の細目の審議〉

技能照査の基準の細目の到達水準の表記について、「よく知っている」「よくできる」の「よく」の付記に関する意見も多かった。これについては根拠整理を継続的に行う必要がある。これは、「2 級技能士の試験の基準に準拠」との見解もあるが、すべての細目について技能士との適合と確認を行うのは現実的ではない。

また、現行の教科の細目と技能照査の基準の細目の整合性が取れていなかったが、第一回目基礎研究会には気付いていなかった。事前に確認するとともに、見直しの際にずれが生じない様に今後も注意が必要である。

〈モデルカリキュラムの審議〉

モデルカリキュラムは前回の見直しが反映されていない。また、すべての科に整備はされていない。また、技能照査の学科問題例題集についても更新されていなく、整備数も少ない。法改正や規格改正があり、更新に時間を要する。

第 2 節 今後の見直し

2-1 今後の見直し

人材ニーズ等に対応するため、職業訓練基準（別表第 2 及び教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目）の見直しに伴い、指導員に求められる能力等も変化するため、職業訓練基準の改正後のタイミングで指導員の基準（別表第 11 及び 11 の 3）を見直すサイクル（表 5-1）が望ましいと考える。

表 5-1 各基準の見直しサイクルイメージ

年度	6 年度	翌年度	翌々年度	…
職業訓練基準 (施行規則及び各細目)	機械	電気	建築	…
指導員の基準	…	機械	電気	建築

2-2 まとめ

基礎研究会で作成した見直し案を厚生労働省訓練企画室へ提出し、職業能力開発専門調査員会の審議を経て、全国の主管課へ発出される。新しい職業訓練基準が教育の質の向上に寄与するものとなれば幸いである。

最後に、本調査検討にあたり、ご尽力をいただいた基礎研究会委員に感謝申し上げます。

なお、本テーマ「職業訓練の基準の分野別見直しに係る基礎研究（普通課程）」については、職業訓練基準に係る現状調査、メンテナンス及び情報提供が主の目的であるため、今年度より報告書を「資料シリーズ」としてまとめることとする。

